

**「幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び
地方裁量型認定こども園の認定の要件に関する基準
について」のパブリックコメント集約結果**

「幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件に関する基準」について，「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが，その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数 2人 5件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりです。（類似の意見はまとめています。）

3 今後の予定

幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件に関する基準を定める条例の制定後，公布及び施行します。

4 参考

意見募集期間 平成27年1月5日（月）～25日（日）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 保健福祉局 子ども未来部 子ども・子育て支援新制度準備室

対象	ご意見の概要	本市の考え方
職員の配置	<p>子どもの年齢によるクラス編制を基本として保育ができるように保育者の担任制が保たれるようにすべき。できるだけ基準以上の保育者数を配置して、クラス運営がしやすくなるようにしてください。</p>	<p>認定こども園には、満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならないものとしております。今回の基準は、配置の最低基準を示したものであり、実際の園の運営にあたっては、当然ながら予備的人員を確保しなければ円滑な運営ができないものと考えております。</p> <p>また、共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の園児について学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員(学級担任)に担当させなければなりません。</p>
	<p>配置基準以上の保育者数を配置して、クラス運営がしやすくなるように複数担任制にしてください。</p>	<p>認定こども園は保育所と同様に原則として11時間開所となりますので、制度上複数の担任が前提となります。</p> <p>認定こども園のメリットは、保護者の就労状況にかかわらず、同一の園に通え、先生や子ども同士の人間関係が変わらないことが挙げられています。</p> <p>本市では、このため、在園時間の異なる子どもに適切に幼児教育・保育を提供できる仕組みとして、幼保連携型認定こども園用に国が作成した「教育・保育要領」を踏まえた「倉敷市幼児教育・保育共通カリキュラム」を作成し、このカリキュラムを基に運営に当たることとしております。</p>
	<p>子どもの発達保障ができるように保育者の複数担任制が望ましいし、可能であるなら、教育時間だけの子どもと長時間の子どもを分けて生活するようにしてほしい。</p>	
	<p>子どもの発達保障ができるように保育者の複数担任制が望ましいし、可能であるなら、教育時間だけの子どもと長時間の子どもを分けたクラス編制にしてほしい。</p>	

園舎等の環境の構成	3歳児には、午前中の4時間の教育後は、4～5歳児より早めの時間割で午睡時間を十分に確保できるような配慮が必要である。	基準では、利用時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、園児の生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫をすることとしており、各園において、子どもの発達に即した対応を行うこととしております。
-----------	--	--

パブリックコメント要約版

1 案件名
幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件に関する基準(骨子案)
2 募集期間
平成27年1月5日～25日
3 趣旨
子ども・子育て支援新制度における認定こども園には4類型があり，このうち，幼保連携型認定こども園については，認可・認定の権限が本市にあるため，認可・認定にあたって必要な基準を定める条例を平成26年9月に公布したところ。それ以外の3類型は，本来，岡山県に認定の権限があるが，岡山県から権限移譲を受け，平成27年4月から残る3類型についても本市において認定こども園の認定を行うことになったので，その認定基準を定めるにあたり，パブリックコメントを実施するもの。
4 資料閲覧場所
本庁子ども・子育て支援新制度準備室，保育・幼稚園課，教育企画総務課，学事課，情報公開室，児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課，真備保健福祉課，庄・茶屋町・船穂の各支所，市ホームページ
5 提出方法
持参，郵送，FAX，Eメール(持参の場合は土・日，祝日を除く8時30分～17時15分)
6 問合せ先
本庁子ども・子育て支援新制度準備室 (〒710-8565 倉敷市西中新田640番地) 電話 426-3335 FAX 427-7335 Eメール kosodate@city.kurashiki.okayama.jp

幼稚園型認定こども園，保育所型認定
こども園及び地方裁量型認定こども園
の認定の要件に関する基準について
(骨子案)

パブリックコメント用

平成27年1月5日～25日

倉敷市子ども未来部

目 次

パブリックコメントの趣旨	1
本市の考え方	2
基準骨子案の概要	5

骨子案に対する皆さまの意見をお聞かせください

閲覧及び募集期間

平成27年1月5日(月)～25日(日)

閲覧及び配布場所

本庁子ども・子育て支援新制度準備室，保育・幼稚園課，教育企画総務課，学事課，情報公開室，児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課，真備保健福祉課，庄・茶屋町・船穂の各支所，市ホームページ

対象者

意見を提出できるのは，次のいずれかに該当する方です。(法人その他の団体を含みます。)

- ・市内に居住している方
- ・市内で就業，就学している方
- ・市内に事務所を有する法人その他の団体
- ・この基準に利害関係のある方

意見提出方法

持参，郵送，FAX，Eメールでご提出ください。(持参の場合は土・日，祝日を除く8時30分～17時15分)

意見の提出に際しての留意事項

意見提出にあたっては，住所，氏名(法人などの団体の場合は，所在地，団体名及び代表者氏名)，電話番号・FAX番号・Eメールアドレス等の連絡先を必ず記載してください。住所や所在地が市外の場合は，市内の勤務先の名称や学校の名称等を記載してください。また，今回の意見募集の対象となっている基準について利害関係を有している場合には，どのような利害関係があるのかを記載してください。これらの事項が記載されていない場合は，受付できません。

電話番号・FAX番号・Eメールアドレス等の連絡先については，頂いた意見の内容について問い合わせをする場合に利用いたします。

様式は問いませんが，別添の様式を利用いただくと便利です。

この手続は，案件に対する具体的なご意見を収集するもので，賛否を問うものではありません。

提出いただいたご意見の取扱い

提出いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する市の考えとともに後日公表いたします。

個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

意見提出先

本庁子ども・子育て支援新制度準備室

（〒710-8565 倉敷市西中新田640番地）

電話 426-3335 FAX 427-7335

Eメール kosodate@city.kurashiki.okayama.jp

市ホームページ

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kosodate-jyourei/>

パブリックコメントの趣旨

子ども・子育て支援新制度における認定こども園には次の4類型があります。

このうち、幼保連携型認定こども園については、認可・認定の権限が本市にあるため、認可・認定にあたって必要な基準を定める条例を平成26年9月に公布したところです。

それ以外の3類型は、本来、岡山県に認定の権限がありますが、岡山県から権限移譲を受け、平成27年4月から残る3類型についても本市において認定こども園の認定を行うことになったので、その認定基準を定めるにあたり、パブリックコメントを実施するものです。

種類	基準の内容
幼保連携型認定こども園	単一の施設として、小学校就学前の子どもの教育、保育及び子育て支援を一体的に提供するもの。 (基準を制定済み)
幼稚園型認定こども園	認可幼稚園が教育時間終了後も保育を行い、保育所的な機能を備えるもの。 (今回、パブリックコメントを実施するもの)
保育所型認定こども園	認可保育所が保育に欠けない子どもも保育し、幼稚園的な機能を備えるもの。 (今回、パブリックコメントを実施するもの)
地方裁量型認定こども園	幼稚園、保育所いずれの認可も有しない認可外保育施設が認定こども園としての機能を果たすもの。 (今回、パブリックコメントを実施するもの)

本市の考え方

1 権限移譲

認定こども園については、「幼保連携型認定こども園」の認可・認定は、都道府県、政令市、中核市の権限とされており、平成27年4月以降、本市内に設置されている幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行を希望された場合、本市において事前相談の段階から認可・認定まですべての事務が完結することになります。

「幼保連携型認定こども園」以外の認定こども園の認定基準については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）」を参酌（十分参照したうえで判断しなければならない。）し、都道府県において基準を制定し、認定を行うこととされております。

したがって、幼保連携型認定こども園以外の類型、例えば保育所が保育所型認定こども園に移行する場合は、保育所の認可は中核市である本市が行っていることから、移行の相談は本市でも受けるものの、同時に岡山県との協議も行う必要があります。加えて、子ども・子育て支援新制度における給付は市町村が実施主体であるため、認定こども園・幼稚園・保育所に関わらず、新制度の枠組みに入る園は、本市が大きく関わることになっております。

本市では、身近な行政サービスはより身近なところで行うべきと考え、パスポートの発給事務などをはじめとし、岡山県から積極的に権限移譲を受けてきた経緯があります。

また、本市としての幼児教育・保育行政の推進、とりわけ、認定こども園に関する施策の推進にあたっては、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の権限も岡山県から移譲を受けることで、より計画的に、より迅速に行うことができ、そのうえで園側の負担の軽減にも繋がるものとも考えております。

なお、権限移譲にあたっては、幼保連携型認定こども園や保育所の基準を制定した際に、本市としての独自基準を上乗せした経緯があり、それらの基準との整合性を図る必要もあるため、単なる事務権限の移譲ではなく条例制定権も含め移譲を受けることとしております。

2 独自基準

今回の基準は、幼稚園型認定こども園については、認可幼稚園としての基準を満たすこと、保育所型認定こども園については、認可保育所としての基準を満たすことが認定の前提であることから、国で示す基準は、すべてが従うべき基準ではなく参酌す

べき基準として示されております。

また、本来は都道府県の権限であることから、岡山県が独自基準として定めている基準も参考としながら基準を定める必要もあります。

これらのことを鑑み、国において示された基準はすべて網羅したうえで、幼保連携型認定こども園や保育所において独自基準として設定している次の基準をこの度の基準に加え、より高い認定基準を設定することとしました。

園長は、教育及び保育の実施に当たっては、医師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、栄養士、大学教授等の専門的知識を有する者から、積極的に助言を得る等必要な連携を図らなければならないものとします。

認定こども園の設置者は、入園している園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重するとともに、倉敷市子ども条例の理念を踏まえ、その運営を行わなければならないものとします。

認定こども園の職員は、倉敷市子ども条例の理念を十分に理解するよう努めなければならないものとします。

認定こども園の設置者は、園児の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じたその非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に職員に周知しなければならないものとします。

認定こども園の設置者は、非常災害に備えるため、計画に従い、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ行わなければならないものとします。

訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、地震、火災、風水害、侵入者対策等を念頭に置き、少なくとも毎月1回実施しなければならないものとします。

認定こども園の設置者は、非常災害時における園児の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、関係自治体、地域住民、他の学校、社会福祉施設等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとします。

園長は、保護者が認定こども園の行事、保護者を対象とした研修、保護者の会の取組等に積極的に参加するよう促すものとします。

認定こども園の設置者は、食事の提供に当たっては、地産地消に努めるものとします。

認定こども園の設置者は、園児への食育を推進するため、保護者に対して食育に関する情報を発信するものとします。

なお、国が示した今回の基準には無いものの、幼保連携型認定こども園や保育所の設備及び運営に関する基準のうち、本市として今回の基準に加えることが適当と判断した項目があります。これらについても、独自基準として次のとおり追加しております。

認定こども園の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、園の運営の内容を適切に説明するよう努めるとともに、その運営内容について、自ら又は外部の第三者による評価を行い、結果を公表するよう努めなければならないものとします。

認定こども園には、施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないものとします。

認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならないものとします。

認定こども園の職員は、園児に対し、虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものとします。

認定こども園の設置者は、消火設備その他の非常災害に必要な設備を設けなければならないものとします。

認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならないものとします。

認定こども園の設置者は、提供した特定教育・保育並びに子育て支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するなど必要な措置を講じなければならないものとします。

認定こども園の設置者は、提供した特定教育・保育並びに子育て支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言を尊重し、必要な改善を行うよう努めなければならないものとします。

園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等について、保護者の理解と協力を得るよう努めなければならないものとします。

食事の提供をするときは、その献立は、できる限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなくてはならないものとします。また、食品の種類及び調理方法は、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならないものとします。

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならないものとします。

基準骨子案の概要

1 趣旨

この基準は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」といいます。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園（法第2条第6項に規定する認定こども園のうち幼保連携型認定こども園を除く。以下「認定こども園」といいます。）の認定の要件を定めるものとします。

2 定義

この基準において使用する用語は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」といいます。）において使用する用語の例によります。

3 類型

認定こども園は、次に掲げる類型に応じ、それぞれ次に定める要件を満たさなければならぬものとします。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、その教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設（法第2条第4項に規定する保育機能施設をいいます。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

（ア） その施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、その保育を実施するに当たりその施設を構成する幼稚園との緊密連携協力体制が確保されている施設

（イ） その施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続きその施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行う施設

(2) 保育所型認定こども園 保育所であって、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、その保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものであること。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、

その保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設であること。

4 職員の配置

認定こども園には、満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならないものとします。ただし、常時2人を下回ってはならないものとします。

満3歳以上の園児であって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」といいます。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」といいます。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」といいます。）については、満3歳以上の園児について学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」といいます。）に担当させなければなりません。この場合において、1学級の園児の数は35人以下を原則とします。

5 職員の資格

認定こども園に置く職員のうち満3歳未満の園児の保育に従事する者は、保育士の資格（児童福祉法第18条の6に規定する資格をいいます。）を有する者でなければなりません。

認定こども園に置く職員のうち満3歳以上の園児の教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいいます。）及び保育士の資格をできる限り併有する者でなければなりません。幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければなりません。

学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければなりません。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができるものとします。

満3歳以上の園児のうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければなりません。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を

行っている場合に限り，その教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者としてすることができるものとします。

認定こども園の園長は，教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならないものとします。

6 設備の基準

法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設については，それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」といいます。）ができる限り同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならないものとします。建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合においては，次に掲げる要件を満たさなければならないものとします。

(1) 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 園児の移動時の安全が確保されていること。

認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の園児の保育を行う場合にあっては，満2歳以上満3歳未満の園児の保育の用に供する保育室，遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の園児の保育の用に供する乳児室，ほふく室その他の施設設備の面積を除きます。）は，次の表に掲げる基準を満たさなければならないものとします。ただし，既存の施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって，一定の基準を満たすときは，この限りでないものとします。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

認定こども園には，保育室又は遊戯室，屋外遊戯場及び調理室を設けなければならないものとします。

認定こども園において満2歳未満の園児の保育を行う場合には，前項により置くものとされる施設に加え，乳児室又はほふく室を設けなければならないものとします。この場合において，乳児室の面積は満2歳未満の園児1人につき1.65平方メートル以上，ほふく室の面積は満2歳未満の園児1人につき3.3平方メートル以上でなければならないものとします。

保育室又は遊戯室の面積は，満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上でなければならないものとします。ただし，満3歳以上の園児については，既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって，その園舎の面積（満3歳未満の園児の保育を行う場合にあっては，満2歳以上満3歳未満の園児の保育の用に供する保育室，遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の園児の保育の用に供する乳児室，ほふく室その他の施設設備の面積を除きます。）が基準を満たすときは，この限りでないものとします。

屋外遊戯場の面積は，次に掲げる基準を満たさなければならないものとします。ただし，既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受け

る場合であって、次の(1)の基準を満たすときは、(2)の基準を満たすことを要しないものとします。また、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、(2)の基準を満たすときは、(1)の基準を満たすことを要しないものとします。

- (1) 満2歳以上の園児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の園児について前号により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積(平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たすその認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができるものとします。

- (1) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

7 食事

認定こども園の設置者は、園児に食事を提供するときは、その認定こども園内で調理する方法により行わなければならないものとします。ただし、満3歳以上の園児に対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、その認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができるものとします。この場合において、その認定こども園は、その食事の提供についてその方法によることとしてもなおその認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 園児に対する食事の提供の責任がその認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- (2) その認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応

じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

幼稚園型認定こども園の園児に対する食事の提供について、その幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合においては、その食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、調理室を備えないことができるものとします。この場合において、その幼稚園型認定こども園においては、その食事の提供についてその方法により行うために必要な調理設備を備えなければならないものとします。

8 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づかなければならないものとします。また、園児の1日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情等市長が別に定める事項に配慮したものでなければならないものとします。

9 教育及び保育の基本及び目標

認定こども園における教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という2つの機能が一体として展開されなければならないものとします。このため、認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならないものとします。

- (1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で園児の様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。
 - (2) 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
 - (3) 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。
 - (4) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
 - (5) 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。
 - (6) 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。
- 認定こども園においては、教育及び保育の目標を達成するため、園児の発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、園児が発達に必要な体験を得られるようにしなければならないものとします。

10 認定こども園として配慮すべき事項

認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならないものとします。

- (1) その認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる園児がいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- (2) 園児の1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の園児の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。
- (3) 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

11 教育及び保育の計画並びに指導計画

認定こども園における教育及び保育については、認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならないものとします。

認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならないものとします。

- (1) 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、園児の1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- (2) 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- (3) 家庭や地域において異年齢の子どもとかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の園児については、学級による集団活動とともに、満3歳未満の園児を含む異年齢の園児による活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定するなどの工夫をすること。
- (4) 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

12 園舎等の環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならないものとします。

- (1) 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の園児の発達の特性を踏まえ、満3歳

未満の園児については特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の園児については同一学年の園児で編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫すること。

- (2) 利用時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、園児の生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の園児については睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の園児については集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。
- (3) 共通利用時間については、園児も一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、園児同士の学びあい deepen 広がるように園児の教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。
- (4) 園児の教育及び保育に従事する者が園児にとって重要な環境となっていることを念頭に置き、園児とその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、園児とともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

1.3 小学校教育との連携

認定こども園の設置者は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならないものとします。

- (1) 園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- (2) 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の園児と小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- (3) 全ての園児について指導要録の抄本又は写し等の園児の育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

1.4 保育者の資質向上等

認定こども園の設置者は、次に掲げる点に留意して、園児の教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならないものとします。

- (1) 園児の教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- (2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- (3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。
- (4) 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践す

る力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の園長も含め、職員に対するその認定こども園の内外の研修の幅を広げること。その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、その認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。

- (5) 認定こども園の園長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

1.5 子育て支援事業

認定こども園における子育て支援事業は、その施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らしその地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で、次の事項に留意して実施されなければならないものとします。

- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること
- (2) 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- (3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

1.6 管理運営等

認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、一人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら、市長が別に定める事項に留意して、一体的な管理運営を行わなければならないものとします。この場合において、幼稚園型認定こども園のうち、幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設においては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができるものとします。

認定こども園における保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならないものとします。この場合において、認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする園児に対する教育及び保

育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならないものとしします。

認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならないものとしします。この場合において、認定こども園の設置者は、市町村との連携を図り、その子どもの受入れに適切に配慮しなければならないものとしします。

認定こども園の設置者は、耐震、防災、防犯等園児の健康及び安全を確保する体制を整えなければならないものとしします。

認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならないものとしします。

認定こども園の設置者は、自己評価、外部評価等において園児の視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならないものとしします。

認定こども園の設置者は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならないものとしします。

認定こども園の設置者は、園児の安定的な処遇の確保を図るため、その認定こども園を運営するために必要な経済的基礎を備えていなければならないものとしします。

17 掲示

認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、その施設が認定こども園である旨を掲示しなければならないものとしします。

以下の項目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を準用し、認定こども園に適用するものです。

18 認定こども園の一般原則

認定こども園の設置者は、入園している園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重するとともに、倉敷市子ども条例の理念を踏まえ、その運営を行わなければならないものとしします。

認定こども園の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、園の運営の内容を適切に説明するよう努めるとともに、その運営内容について、自ら又は外部の第三者による評価を行い、結果を公表するよう努めなければならないものとしします。

認定こども園には、施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないものとしします。

19 倉敷市子ども条例の理解

認定こども園の職員は、倉敷市子ども条例の理念を十分に理解するよう努めなければならないものとしします。

2 0 園児を平等に取り扱う原則

認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならないものとしします。

2 1 虐待等の禁止

認定こども園の職員は、園児に対し、虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものとしします。

2 2 非常災害対策

認定こども園の設置者は、消火設備その他の非常災害に必要な設備を設けなければならないものとしします。

認定こども園の設置者は、園児の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じたその非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に職員に周知しなければならないものとしします。

認定こども園の設置者は、非常災害に備えるため、計画に従い、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ行わなければならないものとしします。

訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、地震、火災、風水害、侵入者対策等を念頭に置き、少なくとも毎月1回実施しなければならないものとしします。

認定こども園の設置者は、非常災害時における園児の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、関係自治体、地域住民、他の学校、社会福祉施設等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとしします。

2 3 秘密保持等

認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとしします。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならないものとしします。

2 4 苦情への対応等

認定こども園の設置者は、提供した特定教育・保育並びに子育て支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するなど必要な措置を講じなければならないものとしします。

認定こども園の設置者は、提供した特定教育・保育並びに子育て支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言を尊重し、必要な改善を行うよう努めなければならないものとしします。

2 5 専門的知識を有する者との連携

園長は、教育及び保育の実施に当たっては、医師、臨床心理士、作業療法士、言語

聴覚士，保健師，看護師，栄養士，大学教授等の専門的知識を有する者から，積極的に助言を得る等必要な連携を図らなければならないものとします。

2 6 保護者への対応

園長は，常に園児の保護者と密接な連絡をとり，教育及び保育の内容等について，保護者の理解と協力を得るよう努めなければならないものとします。

園長は，保護者が認定こども園の行事，保護者を対象とした研修，保護者の会の取組等に積極的に参加するよう促すものとします。

2 7 食事における献立，地産地消と情報発信

食事の提供をするときは，その献立は，できる限り変化に富み，園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなくてはならないものとします。また，食品の種類及び調理方法は，栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならないものとします。

調理は，あらかじめ作成された献立に従って行わなければならないものとします。

認定こども園の設置者は，食事の提供に当たっては，地産地消に努めるものとします。

認定こども園の設置者は，園児への食育を推進するため，保護者に対して食育に関する情報を発信するものとします。

2 8 その他

施行日は，平成27年4月1日を予定しています。（法の施行日）

施行日から起算して5年間は，施行日の前日において認定こども園である施設の職員配置については，いままでどおりとすることができるものとします。